

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月16日
【発行者名】	森トラスト総合リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 堀野 郷
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目11番7号
【事務連絡者氏名】	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 取締役企画財務部長 山本 道男
【電話番号】	03-3568-8311
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	森トラスト総合リート投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 1,580,040,000円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月3日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成25年10月16日開催の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

（3）発行数

（4）発行価額の総額

（5）発行価格

（14）手取金の使途

第4 募集または売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3 【訂正箇所】

_____ 罫の部分は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

（3）【発行数】

<訂正前>

（前略）

（注2） 割当予定先の概要及び本投資法人与割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		2,000口	
払込金額		17億円（注）	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 本山 博史	
	資本金の額（平成25年6月30日現在）	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。	
	大株主（平成25年4月1日現在）	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
本投資法人与との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数（平成25年3月31日現在）	21口
	取引関係	一般募集（後記「第4 募集または売出しに関する特別記載事項／オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。）の共同主幹事会社（みずほ証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社を、以下併せて「共同主幹事会社」といいます。）です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

（注） 払込金額は、平成25年9月26日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		2,000口	
払込金額		1,580,040,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 本山 博史	
	資本金の額(平成25年6月30日現在)	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。)に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。	
	大株主(平成25年4月1日現在)	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(平成25年3月31日現在)	21口
	取引関係	一般募集(後記「第4 募集または売出しに関する特別記載事項/オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。)の共同主幹事会社(みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を、以下併せて「共同主幹事会社」といいます。)です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

17億円

(注) 発行価額の総額は、平成25年9月26日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

1,580,040,000円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 発行価格は、平成25年10月16日(水)から平成25年10月18日(金)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

<訂正後>

790,020円

(注)の全文削除

(14) 【手取金の使途】

＜訂正前＞

本件第三者割当における手取金上限17億円については手元資金とし、将来の特定資産（投信法第2条第1項に定義された意味を有します。）の取得または有利子負債の返済に充当する予定です。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金171億円については、平成26年3月末までに、後記「第二部 参照情報／第2 参照書類の補完情報／4 借入金等の状況」に記載の借入金のうち短期借入金120億円の返済に充当します。

（注1）上記の手取金は、平成25年9月26日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

（注2）後記「第4 募集または売出しに関する特別記載事項／オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

＜訂正後＞

本件第三者割当における手取金上限1,580,040,000円については手元資金とし、将来の特定資産（投信法第2条第1項に定義された意味を有します。）の取得または有利子負債の返済に充当する予定です。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金15,800,400,000円については、平成26年3月末までに、後記「第二部 参照情報／第2 参照書類の補完情報／4 借入金等の状況」に記載の借入金のうち短期借入金120億円の返済に充当します。

（注）後記「第4 募集または売出しに関する特別記載事項／オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（注1）の全文削除及び（注2）の番号削除

第4 【募集または売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

＜訂正前＞

（1）本投資法人は、平成25年10月3日（木）開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口20,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案したうえで、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社森トラスト・ホールディングスから2,000口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年11月15日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

(1) 本投資法人は、平成25年10月3日(木)開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口20,000口の一般募集(以下「一般募集」といいます。)を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社森トラスト・ホールディングスから借り入れる本投資口2,000口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、平成25年10月19日(土)から平成25年11月15日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)